

蘭 越 町

一 般 廃 棄 物 処 理 計 画

**平成 31 年 3 月
令和 6 年 3 月 一 部 改 訂
蘭 越 町**

一般廃棄物処理基本計画

第1章 計画策定に当たり	1
1 計画策定の意義	1
2 計画対象区域	2
3 計画対象人口	2
4 計画期間と目標年次	2
第2章 町の概要	3
1 蘭越町の総合計画	3
2 沿革	3
3 町の位置・地勢	3
4 人口と世帯数	5
5 町の構造	6
第3章 ごみ処理の現状把握	8
1 ごみ排出量	8
2 資源化	1 1
3 収集体制	1 3
4 処理・処分施設の概要	1 4
5 ごみ処理の課題	1 6
第4章 ごみの排出予測	1 7
1 人口予測	1 7
2 ごみの排出予測	1 7
第5章 ごみ処理の基本計画	2 3
1 町の基本施策	2 3
2 計画の目標	2 3
第6章 ごみの排出抑制のための方策	2 6
1 町・町民・事業者のそれぞれにおける方策	2 6
2 ごみ手数料の徴収	2 7
第7章 分別収集するごみの種類	2 8
1 容器包装リサイクル法により分別収集する品目について	2 8
2 ごみ分別区分と内容変更の検討	2 9
3 分別形態と収集頻度の検討及び実行計画	3 1
第8章 ごみの適正な処理に関する基本計画	3 2
1 収集運搬計画	3 2
2 中間処理	3 3
3 最終処分場計画	3 4

生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理基本計画の目的と位置づけ	3 6
1 計画の目的	3 6
2 計画目標年次	3 6
3 計画処理区域	3 6
第2章 生活排水処理の現状と課題	3 7
1 生活排水の排出状況	3 7
2 生活排水処理施設の整備状況	4 1
3 生活排水の処理主体	4 2
第3章 生活排水処理基本計画	4 2
1 生活排水の処理計画	4 2

第1章 計画策定に当たり

1. 計画策定の意義

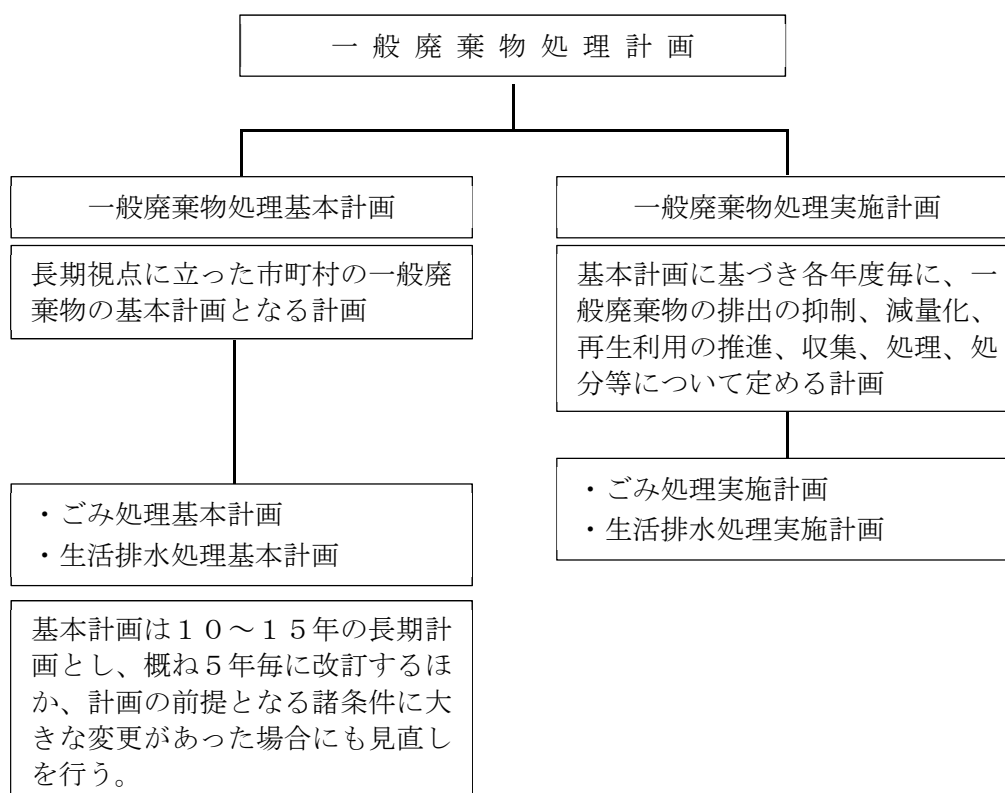
以前、本町におけるごみ処理は、衛生上の観点から、単独で「燃やして埋める」という処理を行っていたが、その後に策定された「南後志地域ごみ処理広域化基本計画」において、本町を含む羊蹄山麓地域廃棄物広域処理ブロックでは、燃やせるごみは、広域処理として倶知安町清掃センターにおいて焼却することとなった。

その後、平成27年4月以降は、同町の民間処理事業者において、固形燃料の原料としてリサイクルされている。

また、燃やせないごみ及び粗大ごみも、倶知安町の民間処理事業者において、破碎処理の上、最終処分場に埋立てしている。

他方、通称「容器包装リサイクル法」の施行により、資源の分別収集を徐々に細分化しつつ進めている。

本計画においては、広域処理への対応も含め、循環型社会の構築に向けた一般廃棄物処理の方向性を明確にすることを目的とする。



2. 計画対象区域

本計画の計画区域は、蘭越町全域とする。

3. 計画収集人口

本計画の計画収集人口は、全行政区内人口とする。

4. 対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物とする。

5. 計画期間と目標年次

本計画は、平成 31 年度から令和 10 年度までの 10 年間を計画期間とし、社会状況の変化に対応する必要がある場合は、計画目標年次にこだわらず、計画の見直しを行うことができるものとする。

- (1) 計画期間 平成 31 年度から令和 10 年度 10 年間
(2) 目標年次 令和 10 年度

年度 ／ 区分	平成 31	令和 2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般廃棄物処理基本計画					計画の改訂					計画目標年次

第2章 町の概要

1. 蘭越町の総合計画

本町のまちづくり指針として令和2年度から令和11年度までの10年を期間とする最上位計画である「第6次蘭越町総合計画」を令和2年に策定した。

総合計画が目指す向こう10年間の町の姿を「奥ニセコの緑と穏和と自立のまち蘭越」とし、まちづくりの分野別基本目標として、「新たな時代に適した行政体制づくりのために」「住みよいまち、選ばれるまちづくりのために」「共生の地域づくりのために」「地域に根ざしたしごとづくりのために」「まちなぎわいづくりのために」「暮らしの基盤づくりのために」「自立の精神を養うために」「持続的な保険運営のために」「水の環境づくりのための」の各基本政策を定めた。

一般廃棄物処理は、「住みよいまち、選ばれるまちづくりのために」の基本政策の中での取組みとして位置付けられ、次のとおり基本的な施策が示されている。

<生活衛生環境の維持>

1 ごみの減量化・資源化の推進

◎減量化・資源化の意識啓発 文書による定期的な啓発や分別の不十分な排出者に対する指導に努め、減量化と資源化に努めます。

2 生活環境基盤の維持

◎ごみ・し尿の広域処理 廃棄物やし尿の広域処理を推進します。

◎合併浄化槽の普及推進 合併処理浄化槽設置に対する助成を継続します。

2. 沿革

今から約400数年前の元和元年（1615年）の頃、現字清水のクスリの沢に宮島某が開拓のために入地したのが和人が住み始めた最初とされ、本格的な開拓は、明治4年、旧米沢藩から成田某外4戸が現字共栄に入植、次いで明治21年、青森県人苫米地金次郎が移住、以後各所に集団移住する者が増加し、次第に集落を形成するに至った。

明治32年8月に、尻別村が南尻別村と北尻別地区磯谷村に分かれ、南尻別村として独立した。

さらに明治37年10月には目名、蘭越、昆布に駅が設置され、その後、農産物、林産物等の流通が飛躍的に発展し、交通、経済、行政は大きく変遷し、行政の中心が名駒から蘭越へと移り、大正3年2月、庁舎を蘭越に移した。

昭和15年1級町村制実施、昭和29年12月1日村名を蘭越村と改称した。

同時に町政を施行し、「蘭越町」としての第一歩を踏み出し、翌30年4月1日、旧磯谷村大字北尻別村、現港町を編入し、現在に至っている。

3. 町の位置・地勢

後志管内の南西部に位置し、周囲をニセコ連峰等の山岳に囲まれた盆地を形成しており、町の中央を道南最大の河川「尻別川」が東西約30kmにわたり貫流し、日本海に注いでいる。

また、その流域に広がる平坦地は、肥沃で水田耕作に適しており、ここで生産される「らんこし米」は、良質美味で道内外で好評を得ている。

気候は比較的温暖であるが、冬は積雪量が多く、特別豪雪地帯に指定されている。

北緯 42 度 54 分 東経 140 度 22 分
 42 度 38 分 140 度 33 分
 東西 23.2 km 南北 31.1 km
 面積 449.78 km²

■ 気象（年次別気象概要 札幌管区気象台／蘭越地域気象観測所）

区分 年次	気 象 (°C)			降水量 (mm)		降雪量 (cm)		平均 風速 (m/s)	日照 時間 (hr)
	日平均	最高	最低	年 間 降水量	日最大	年 間 降雪量	最 深 積 雪		
26 年	7.7	32.7	-21.1	1003.0	55.0	670	139	2.0	1654.4
27 年	8.5	32.6	-16.6	1318.0	66.0	658	137	1.9	1543.1
28 年	7.9	31.3	-15.8	1161.0	44.0	619	112	2.0	1421.2
29 年	7.7	32.0	-19.5	1285.5	111.5	477	78	1.9	1467.3
30 年	8.0	32.8	-22.2	1454.0	80.5	753	163	1.9	1368.6

(各年 12 月 31 日現在)

区 分	年次	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
平 均 気 温 (°C)	26 年	-5.4	-5.5	-0.7	5.0	12.6	17.4	20.9	20.9	15.9	9.1	4.2	-2.6
	27 年	-2.3	-1.8	2.1	6.4	11.8	15.6	19.7	21.4	16.5	8.8	4.0	-0.4
	28 年	-4.2	-3.1	0.1	6.0	13.1	15.2	19.6	22.3	17.5	8.8	1.1	-1.7
	29 年	-4.2	-2.8	0.1	6.1	12.6	14.8	21.2	19.9	15.4	9.2	2.6	-3.1
	30 年	-3.9	-4.9	1.0	5.9	11.8	15.6	20.8	19.9	16.5	10.8	4.7	-1.9
降 水 量 (mm)	26 年	93.5	47.0	30.0	13.5	25.5	65.0	30.0	247.5	98.0	56.0	63.0	234.0
	27 年	96.0	79.5	135.0	97.5	53.5	86.5	99.5	54.5	185.0	139.5	145.0	146.5
	28 年	91.0	98.0	47.0	49.5	54.5	122.5	133.5	155.5	93.5	102.0	97.0	117.0
	29 年	61.5	34.5	50.5	59.0	34.0	157.0	88.0	98.5	223.0	100.0	224.0	156.0
	30 年	149.5	63.0	77.5	53.0	100.5	125.0	184.0	175.5	71.5	199.0	113.0	142.5
降 雪 量 (cm)	26 年	203	126	76	16	0	0	0	0	0	0	18	288
	27 年	159	98	91	4	0	0	0	0	0	0	45	143
	28 年	171	181	79	0	0	0	0	0	0	0	62	135
	29 年	124	90	66	0	0	0	0	0	0	0	115	242
	30 年	210	147	32	7	0	0	0	0	0	0	45	205
平 均 風 速 (m/s)	26 年	2.4	1.9	2.1	1.9	2.1	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	2.1	2.5
	27 年	2.3	1.9	1.8	2.0	2.1	1.9	1.5	1.6	1.5	2.1	1.4	2.3
	28 年	2.5	2.4	1.9	2.1	2.1	1.9	1.8	1.6	1.4	2.2	2.2	2.2
	29 年	2.0	2.1	1.9	2.0	1.9	1.8	1.6	1.5	1.7	1.6	2.3	2.6
	30 年	2.2	2.4	2.2	1.8	1.9	1.8	1.4	1.6	1.7	1.7	1.7	2.6
日 照 時 間 (hr)	26 年	30.6	86.3	134.7	261.3	206.7	181.8	175.0	169.2	177.8	145.6	70.6	14.8
	27 年	36.5	70.3	131.5	197.0	240.2	155.7	179.9	147.2	128.4	127.2	82.7	46.5
	28 年	35.6	48.4	148.5	157.1	224.8	133.8	144.7	207.2	142.5	110.5	32.0	36.1
	29 年	40.3	43.6	161.6	193.6	194.7	162.8	184.3	136.0	171.5	109.3	38.6	31.0
	30 年	19.5	61.8	143.4	163.9	209.2	129.8	124.4	116.3	149.2	148.9	76.4	25.8

※「」は欠測を含む数値

4. 人口と世帯数

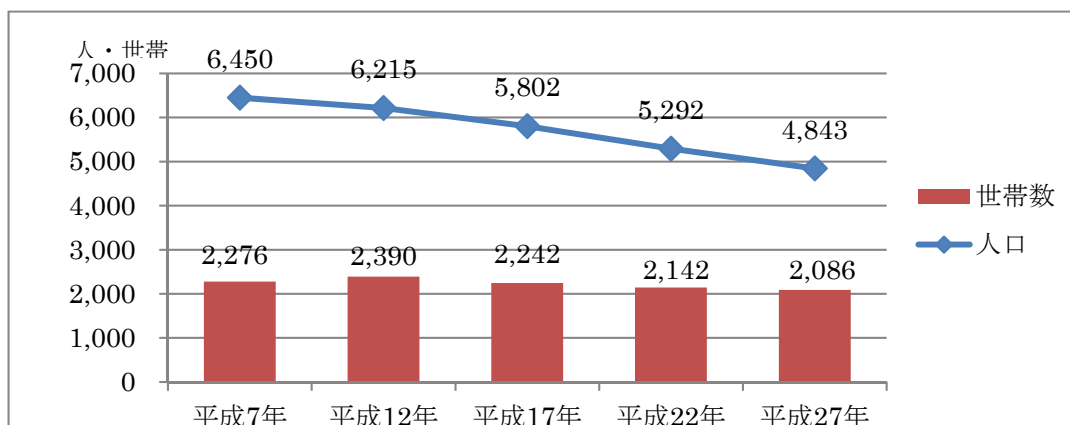
国勢調査による人口は、平成27年が4,843人で、平成22年と比べると449人、8.5%の減となっている。

また、10年前の平成17年比では959人、16.5%の減となり、人口は減り続けている。

しかし、平成12年については、町が定住促進条例をつくり定住化を進める取り組みを始めたことなどから、それまで5年で500人を超える減少だったが、平成7年比で235人の減少となり、僅かだが減少傾向に歯止めがかかった形となった。

世帯数は、平成27年が、2,086世帯、1世帯あたり人数が2.3人で、同じく10年前の平成17年と比べると156世帯、6.9%、1世帯あたり0.3人、12%減となり、人口減少が顕著に表われている。

■ 人口と世帯数（国勢調査・各年10月1日現在）



・ 人口・世帯数の推移（住民基本台帳 各年12月31日現在）

項目		年次				
		26年	27年	28年	29年	30年
人口	男	2,397	2,370	2,345	2,291	2,255
	女	2,618	2,560	2,519	2,453	2,428
	計	5,015	4,930	4,864	4,744	4,683
世帯	世帯数	2,314	2,314	2,317	2,286	2,284

人口動態（人）

自然増減	出生	32	24	29	28	27
	死亡	63	80	69	73	86
	増減	△31	△56	△40	△45	△59
社会増減	転入	149	161	182	135	202
	転出	222	191	209	213	205
	その他	0	1	1	3	1
	増減	△73	△29	△26	△75	△2
人口増減		△104	△85	△66	△120	△61
外国人登録		15	18	23	22	34

5. 町の構造

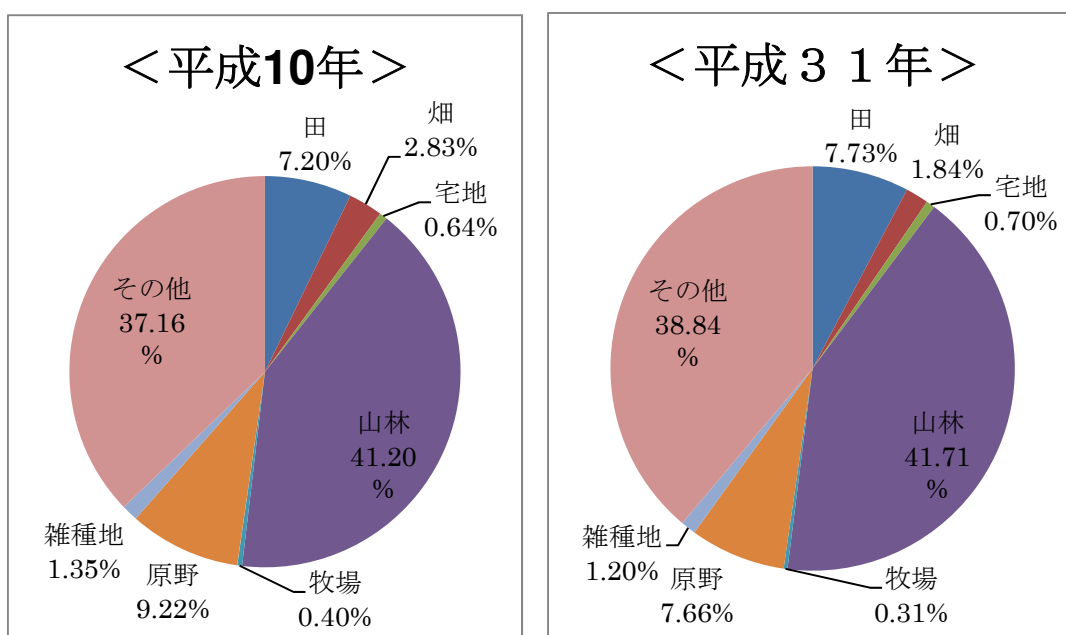
蘭越町は、北部と南西部が山地で、北部の雷電とニセコ山系はニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されている。

また、中央部を東西に貫流し日本海に注ぐ一級河川尻別川とその支流は肥沃な耕地をつくり、地域社会、地域産業の基礎となっている。

平成 31 年 1 月 1 日現在の固定資産税概要調書で地目別の土地利用状況を見ると、山林の占める割合が約 42%、次いでその他が約 39%、田が約 8% となり、山林とその他で総面積の約 80%を占める。

これを平成 10 年と比べると、畑、牧場、原野、雑種地が減少している。

■ 地目別土地利用状況（固定資産税概要調書・各 1 月 1 日現在）



■ 産業別就業人口（2015 世界農林業センサス）

農家 総数	農家			農家 総人口	男	女
	専業	第1種兼業	第2種兼業			
258 戸	95 戸	120 戸	43 戸	661 人	356 人	305 人

■ 経営耕地面積（平成 30 年 北海道農林水産統計年報）

総面積	経営耕地	
	田	畑
3,990ha	2,940ha	1,060ha

■ 主要農作物作付面積・収穫量（平成 30 年 北海道農林水産統計年報）

区分	米	大豆	馬鈴薯	トマト
面積(ha)	1,770	180	71	14
収穫量 (t)	9,230	351	1,850	837

■ 家畜飼養農家戸数・頭数（平成31年2月1日 家畜飼養状況調査）

乳用牛		肉用牛		馬		豚	
戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
2戸	156頭	2戸	34頭	2戸	1頭	1戸	307頭

■ 漁業 漁家数等（平成28年 漁業センサス）

漁家個数	漁業従事者	登録漁船数	登録漁船数トン数
5戸	6人	12隻	21.0 t

■ 漁種別生産高（平成29年 北海道水産現勢）

区 分	生産高		
	総 計	水産動物	貝 類
生産額	4,657千円	1,327千円	3,330千円

■ 商業（平成26年7月1日 商業統計調査）

区 分	総 計	卸売業	小売業
商店数（店）	65	10	55
従業者数（人）	267	48	219
年間販売額（百万円）	7,178	1,353	5,825

■ 工業（平成30年 工業統計調査）

事業所数（所）	2
従業者数（人）	10
製造品出荷額（百万円）	—

■ 林業（平成29年 北海道林業統計）

区 分	面 積 (ha)					蓄 積 (千m ³)		
	計	天然林	人工林	無立木地	その他	計	針葉樹	広葉樹
国有林	25	25	—	—	—	3	—	3
道有林	14,649	12,786	1,645	218	—	1,190	246	945
町有林	1,763	1,048	705	9	—	216	97	119
私有林	18,634	11,646	6,926	61	—	2,129	1,029	1,100
計	35,071	25,505	9,277	288	—	3,538	1,371	2,167

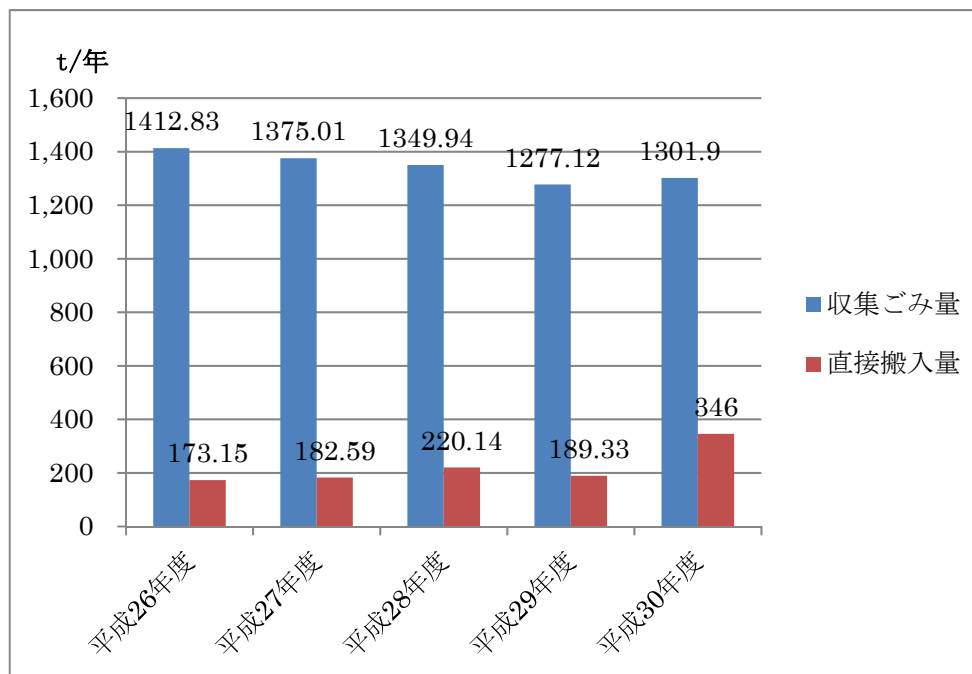
第3章 ごみ処理の現状把握

1. ごみ排出量

過去5年間のごみ排出量の傾向を見ると、人口の減少とともにごみの全体量は減っている一方で、粗大ごみの直接搬入は増えている。

■ 過去5か年間のごみ排出量 (単位：t/年)

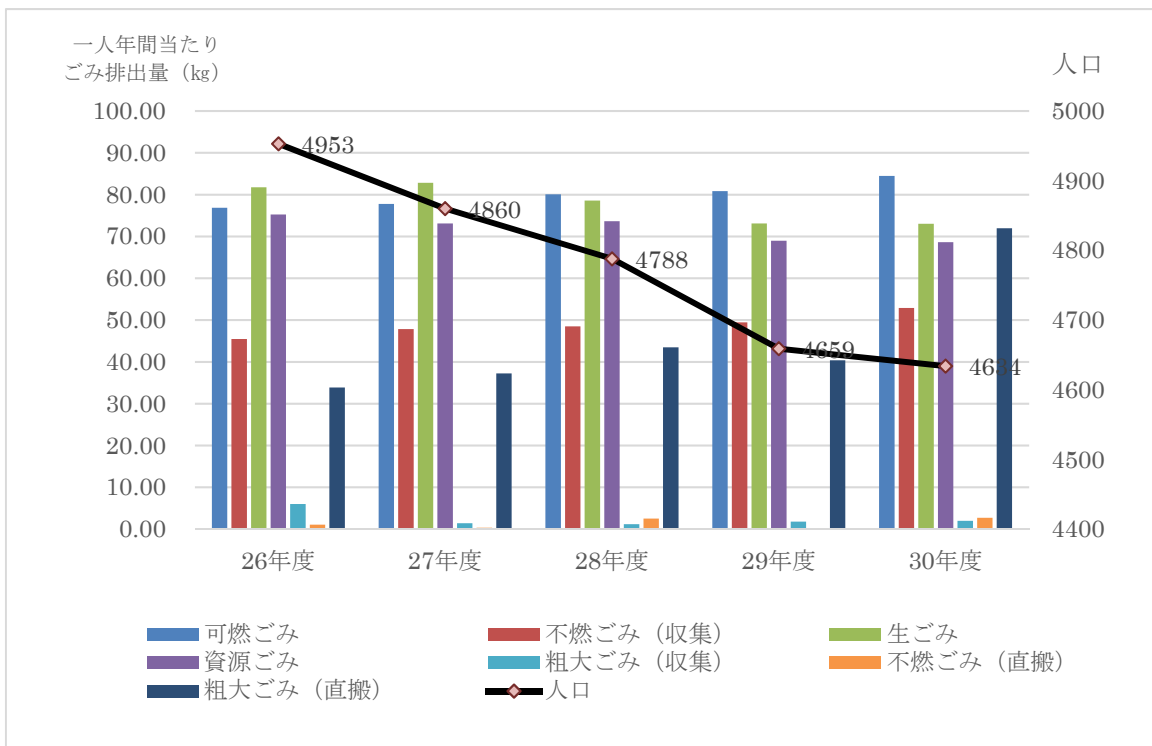
内 訳		年 度				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収 集	可燃ごみ	380.58	377.88	383.29	376.52	391.38
	不燃ごみ	225.14	232.53	232.23	230.43	245.11
	生 ごみ	404.80	402.50	376.20	340.60	338.30
	資源ごみ	372.65	355.29	352.57	321.26	317.91
	粗大ごみ	29.66	6.81	5.65	8.31	9.20
計		1,412.83	1,375.01	1,349.94	1,277.12	1,301.90
直接搬入	不燃ごみ	5.35	1.65	12.02	1.19	12.6
	粗大ごみ	167.80	180.94	208.12	188.14	333.4
計		173.15	182.59	220.14	189.33	346.0
合 計		1,585.98	1,557.60	1,570.08	1,466.45	1,647.90



■ 過去5か年間の一人当たりのごみ年間排出量

(単位：kg/年)

内 訳		年 度				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収集人口		4,953	4,860	4,788	4,659	4,634
収 集	可燃ごみ	76.84	77.75	80.05	80.82	84.46
	不燃ごみ	45.46	47.85	48.50	49.46	52.89
	生ごみ	81.73	82.82	78.57	73.11	73.00
	資源ごみ	75.24	73.10	73.64	68.95	68.60
	粗大ごみ	5.99	1.40	1.18	1.78	1.99
直接搬入	不燃ごみ	1.08	0.34	2.51	0.26	2.72
	粗大ごみ	33.88	37.23	43.47	40.38	71.95
合 計		320.21	320.49	327.92	314.76	355.61

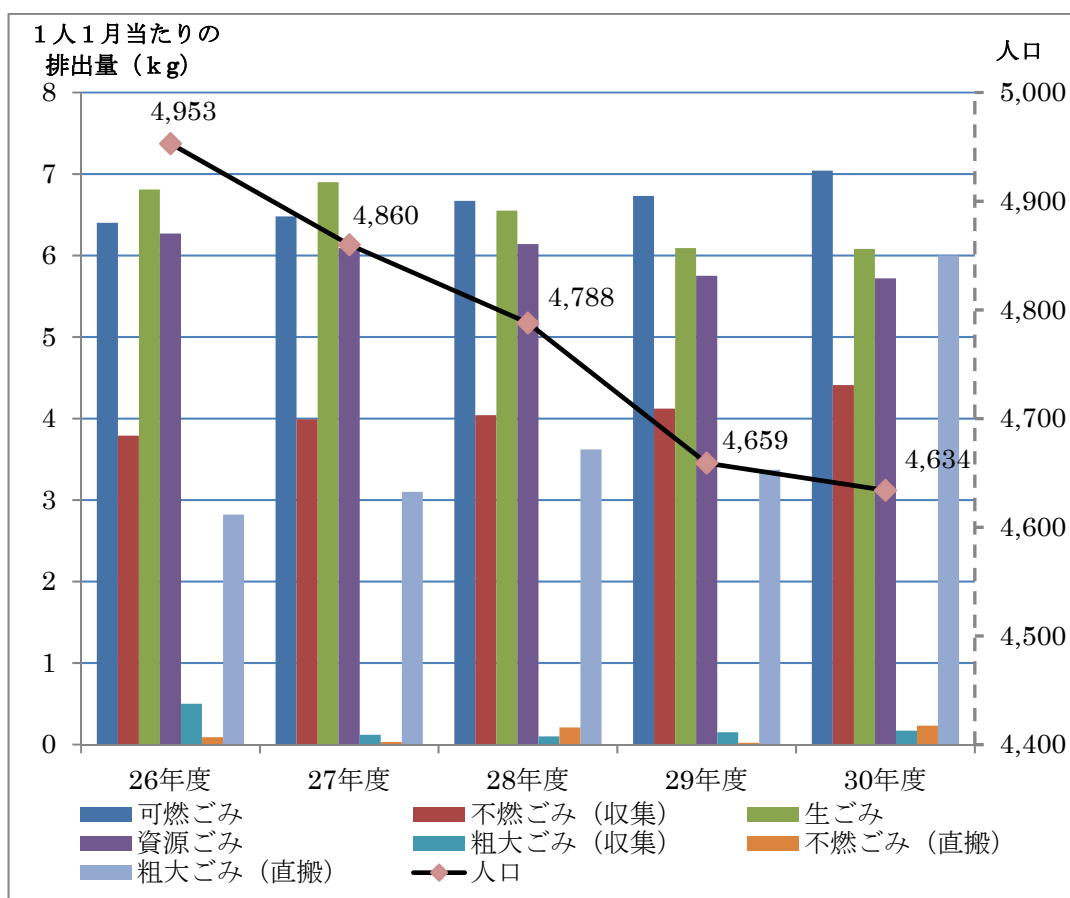


■ 過去5か年間のごみ排出原単位（月単位）

収集人口は各3月31日現在

内 訳		年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収集人口			4,953	4,860	4,788	4,659	4,634
収 集 (kg/人・月)	可燃ごみ		6.40	6.48	6.67	6.73	7.04
	不燃ごみ		3.79	3.99	4.04	4.12	4.41
	生ごみ		6.81	6.90	6.55	6.09	6.08
	資源ごみ		6.27	6.09	6.14	5.75	5.72
	粗大ごみ		0.50	0.12	0.10	0.15	0.17
直接搬入 (kg/人・月)	不燃ごみ		0.09	0.03	0.21	0.02	0.23
	粗大ごみ		2.82	3.10	3.62	3.37	6.00
合 計			26.68	26.71	27.33	26.23	29.63

収集区域内の人口（全町収集区域としているので行政区域内の人口と同じ）1人が1か月に排出する収集ごみ量（排出原単位又は1人1か月平均排出量）を計算すると、人口が減少しているのに対し、ごみの排出量は増加傾向にある。中身としては、生ごみと資源ごみは減少しているが、その他では増えている。



2. 資源化

本町の資源化の取組みは、平成12年度からペットボトル及び雑びんの分別収集を開始し、6分類で行っている。

収集時間 午前8時30分から

収集場所 各町内「じん芥収集ステーション」

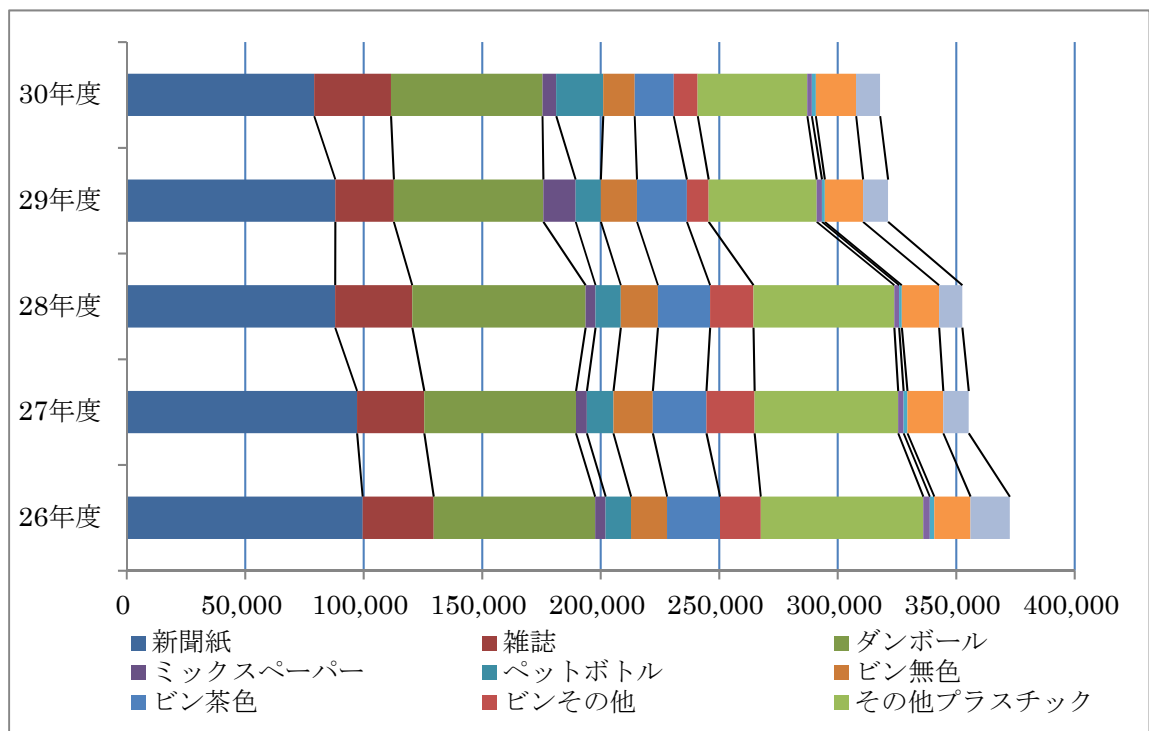
収集日 全町6ブロック 週1回

■ 分別収集パンフレット内容

収集区分	資源ごみの出し方
空き缶（アルミ缶・スチール缶）	<ul style="list-style-type: none"> ○透明・半透明袋で出す。 ○アルミ缶とスチール缶を一緒にの袋に混ぜても構わない。 ○中を水ですすぐ。 ○回収できないもの <ul style="list-style-type: none"> ・ひどく汚れた缶、大型缶 ・油の缶、スプレー缶等
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ○透明・半透明袋で出す。 ○ペットボトル <ul style="list-style-type: none"> ・PETマークのついたもの ・キャップ、ラベルを取り除く
空きびん	<ul style="list-style-type: none"> ○空きびん（飲料・調味料・化粧品用） <ul style="list-style-type: none"> ・キャップや栓を取り除く ・中を水ですすぐこと。 ○回収できないもの <ul style="list-style-type: none"> ・乳白色びん
食品トレイ・発泡スチロール	<ul style="list-style-type: none"> ○透明・半透明袋で出す。 ○汚れは水ですすぐこと。
プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ○汚れは水ですすぐこと。
ミックスペーパー	<ul style="list-style-type: none"> ○白地の紙袋（袋の内側が白いこと） ○出せない物 <ul style="list-style-type: none"> ・汚れた紙 ・トイレットペーパーの芯
段ボール・新聞（チラシ）・雑誌・紙箱	<ul style="list-style-type: none"> ○ひもで十文字にしぼって出す。 ※しぼらない物は、収集しない。

■ 平成 30 年度資源物収集実績

品 目	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
紙 類	202,090	194,170	197,840	189,430	181,220
新聞紙	99,560	97,220	87,960	88,040	79,120
雑誌	29,990	28,360	32,550	24,680	32,410
段ボール	68,110	64,030	73,160	63,100	63,920
ミックスペーパー	4,430	4,560	4,170	13,610	5,770
容器包装類	138,700	135,280	129,210	105,130	109,560
ペットボトル	10,750	11,240	10,630	10,630	19,830
ビン無色	15,200	16,610	15,720	15,270	13,290
ビン茶色	22,350	22,580	22,000	21,050	16,490
ビンその他	17,170	20,320	18,280	9,170	10,100
その他プラスチック	68,580	60,600	59,400	45,600	46,250
白色トレイ	2,760	2,280	2,070	2,220	1,930
牛乳パック	1,890	1,650	1,110	1,190	1,670
缶 類	31,860	25,840	25,520	26,700	27,125
アルミ缶	15,280	15,080	15,740	16,180	17,005
スチール缶	16,580	10,760	9,780	10,520	10,120
合 計	372,650	355,290	352,570	321,260	317,905



3. 収集体制

■現在の収集体制

車 両	区 分	車両台数	車両内容	収集内容	車両の所有
	じん芥収集	2台	8t 1台	委託業者	町 町
			6t 1台	委託業者	
資源ごみ収集	2台	4t 1台 3t 1台	委託業者 委託業者	町 町	

■収集区域

一般 ごみ	資源 ごみ	地区別 (行政区等)	種別/収集曜日【収集日が祝日も通常どおり収集 (年末年始を除く)】			
			燃やせる ごみ	燃やせない ごみ	生ごみ	資源ごみ
A	A 1	蘭越1・2・3・4・5・6・ 7・8・9・10・12・13・ 14・15町内・水上	毎 週 木曜日	毎 週 月曜日	毎 週 月曜日 木曜日	毎週 金曜日
A	A 2	蘭越14町内(大谷)・蘭 越17町内・大谷上(一灯 園、法誓寺、愛星学園)・ ひまわり団地・曙第3団 地・土現公宅・蘭越下・蘭 越東・豊国上・豊国下・豊 国東・栄・旭台・新見	毎 週 木曜日	毎 週 月曜日	毎 週 月曜日 木曜日	毎週 金曜日
B	B 1	温泉通1~2・センターこ んぶ・昆布温泉病院・黄 金・黄金第2・黄金団地・ 湯里・湯里温泉・湯里団 地・日出・日出が丘・昆布 温泉	毎 週 火曜日	毎 週 金曜日	毎 週 火曜日 金曜日	毎週 水曜日
B	B 2	冷水・トンカラ・共栄・御 成1・御成3・初田・港1 ~5、昆布西・昆布駅前 通・局通・学校通・昆布高 台・立川	毎 週 火曜日	毎 週 金曜日	毎 週 火曜日 金曜日	毎週 木曜日
C	C 1	蘭越高校通・蘭越上・こぶ し団地・緑ヶ丘団地・緑ヶ 丘第2団地・曙1~2・こ ぶし第2団地 ・相生1~ 3・相生東・目名上通~本 通~東通~南通・目名北 通・センター目名・賀老・ 貝川・三笠・讃岐・田下1 ~2	毎 週 土曜日	毎 週 水曜日	毎 週 水曜日 土曜日	毎週 月曜日
C	C 2	富岡1~2・吉国・上里1・ 三和上~学校団地~中~ 下・名駒上・名駒下・清 水・鮎川・淀川上・淀川1 ~2・大谷上・大谷中・大 谷団地・大谷・大谷下	毎 週 土曜日	毎 週 水曜日	毎 週 水曜日 土曜日	毎週 火曜日

4. 処理・処分施設の概要

(1) 燃やせるごみ（可燃ごみ）平成 14 年 10 月 1 日から

以前、燃やせるごみは、倶知安町にある焼却施設で焼却処理していたが、平成 27 年 3 月をもって焼却炉の稼働が終わり、羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会において、ごみ処理体制計画を策定し、焼却処理から固形燃料化方式に移行された。

このため、焼却処理により発生していた焼却灰の埋立ては、平成 27 年度までとなった。

現在、処理施設は倶知安町で、固形燃料は資源物として再利用され、残渣は倶知安町内の委託施設で最終処分されている。

なお、衛生ごみについては令和 3 年から焼却処理され、残渣は倶知安町内の委託施設で最終処分されております。

- ① 固形燃料化業務委託期間
平成 27 年 4 月から令和 8 年 3 月まで
- ② 処理について
処理方式 固形燃料化方式（一部焼却）
施設設置場所 倶知安町内
事業方式 民間委託

(2) 燃やせないごみ（不燃ごみ）平成 14 年 10 月 1 日から

粗大ごみ（戸別収集※12 月～2 月休止）

- 3 ブロック 平成 15 年 4 月 23 日から
- 2 ブロックに変更 平成 16 年 3 月 24 日から
- (直接搬入) 平成 15 年 10 月 1 日から

燃やせないごみは、倶知安町内の民間処理施設で最終処分されている。

粗大ごみは、粗大ごみ処理施設に搬入後、可燃物、不燃物、資源物（鉄）に分けられる。

可燃物については、固形燃料化の委託業者に運搬し、不燃物は倶知安町の民間処理業者の最終処分場に埋立てし、資源物の鉄は売買契約の業者に売払っている。

また、粗大ごみ処理施設は、蘭越町と羊蹄山麓 5 町村による「一般廃棄物の破碎処理に関する覚書」に基づき破碎処理を行っていたが、令和 2 年 4 月に休止し、倶知安町の民間処理施設で処理されている。

- ① 粗大ごみ処理施設
稼働開始 平成 15 年 10 月（令和 2 年 4 月 1 日休止）
稼働処理能力 7t/日
- ② 最終処分場
 - ア 埋立施設
 - ・埋立容量 14,900 m³
 - ・埋立物の種類 焼却残渣・破碎不燃物・直接搬入
 - ・埋立期間 平成 14 年 12 月～令和 8 年 11 月
 - イ 浸出水処理施設

- ・浸出水処理量 25 m³/日
- ・トラックスケール 20t
- ・処理方法 接触ばっ気+凝集沈殿法+砂ろ過+活性炭吸着法+消毒
- ・汚泥処理 汚泥重力濃縮+遠心脱水

(3) 生ごみ

平成 14 年 10 月から「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「生ごみ」の 3 分別が開始され、同年 12 月からは「汚泥堆肥化処理施設」(以下「生ごみ処理施設」)が稼働した。

令和 2 年 1 2 月に休止し、倶知安町の民間処理施設で堆肥化の処理をしている。

(4) 資源ごみ

資源ごみの回収は、平成 4 年 6 月より 5 分類から始まり、平成 13 年 10 月にはミックスペーパーが追加され 6 分類となった。

さらに、平成 14 年 10 月からは食品トレイ、発泡スチロール、プラスチック製容器包装の 3 品目が追加され、9 分類となった。

平成 23 年 3 月に、蘭越町資源ごみリサイクルセンターが稼働したことから、それまでリサイクルセンターとして借用していた JA ようてい農業協同組合倉庫から機能を移転した。

- ① 稼働開始 平成 23 年 3 月
- ② 収集回数 平成 4 年 6 月 全町統一 月 1 回
- 平成 10 年 7 月 全町 6 ブロック 月 1 回
- 第 2・第 3・第 4 の各火曜日、金曜日
- 令和 6 年 4 月 1 日 全町 6 ブロック 週 1 回
- A 1 毎週金曜日
- B 1 毎週水曜日
- C 1 毎週月曜日
- A 2 毎週金曜日
- B 2 毎週木曜日
- C 2 毎週火曜日

5. ごみ処理の課題

(1) ごみ排出量の排出抑制

平成30年度のごみ排出量は1,648 tで、昨年と比べ182 t増加し、1人当たりの年間排出量は355.6 k gで、前年より約41 k gの増加となった。

ごみ分別収集が開始されて15年が経過し、住民の分別に対する意識も相当程度高まっている。一人ひとりの取組みには、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の3つのRがある。

この取組みが「環境負荷の低減」「エネルギーの節約」「ごみ処理量の削減」につながることから、今後も、さらにごみの分別意識の高揚に努める施策が必要である。

(2) 広域処理への対応

羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会において、ごみ処理体制計画を策定し、平成27年4月から、可燃ごみの処理は「燃やす」から「資源化する」に大きく転換し、固形燃料化方式に移行された。

資源化されたとはいえ、処理には大きな費用がかかるため、より一層の排出抑制と分別の徹底を構成町村で連携と協力しながら行う必要がある。

(3) 粗大・不燃ごみ処理施設の整備

「羊蹄山麓広域処理ブロック」における粗大・不燃ごみの破砕処理施設は、倶知安町を除き、ニセコ町、真狩村、京極町、喜茂別町、留寿都村、蘭越町の6町村で使用していたが、蘭越町一般廃棄物最終処分場の埋立残量が僅かになり、倶知安町の民間処理業者へ委託することに伴い、令和2年4月に破砕処理施設を休止している。

(4) 災害ごみについて

災害ごみの仮置きや処理体制について検討を行うとともに、周辺地域の自治体との連携体制の構築を図る必要がある。

第4章 ごみの排出予測

1. 人口予測

本町の将来人口を統計的手法によって、過去の人口実績を用い回帰式予測にかけ、相違関係の高い対数式を採用する。

■人口実績

(各年度3月31日現在)

年度	行政人口	前年比 (%)	世帯数 (戸)	前年比 (%)	1世帯当たり人口 (人/戸)
15	6,060		2,436		2.5
16	5,995	98.9	2,435	99.9	2.5
17	5,825	97.1	2,409	98.9	2.4
18	5,720	98.1	2,413	100.1	2.4
19	5,597	97.8	2,399	99.4	2.3
20	5,491	98.1	2,382	99.2	2.3
21	5,431	98.9	2,385	100.1	2.3
22	5,355	98.6	2,372	99.4	2.3
23	5,239	97.8	2,346	98.9	2.2
24	5,182	98.9	2,352	100.2	2.2
25	5,051	97.4	2,322	98.7	2.2
26	4,953	98.0	2,302	99.1	2.2
27	4,860	98.1	2,297	99.7	2.1
28	4,788	98.5	2,292	99.7	2.1
29	4,659	97.3	2,260	98.6	2.1
30	4,634	99.5	2,275	100.7	2.0

■人口予測

年度	人口	年度	人口
H31	4,527	6	4,134
R2	4,445	7	4,059
3	4,365	8	3,986
4	4,287	9	3,914
5	4,209	10	3,844

2. ごみの排出量予測

(1) 種類別ごみ発生量の予測

ごみ排出量の実績をもとに、従来の生活や事業活動を続けた場合のごみの排出量を統計的手法により推計した。燃やせるごみ、生ごみ、資源ごみは減少する一方、燃やせないごみ、粗大ごみは増加が予測される。

■ 種別別の排出実績

年度	年度末人口	燃やせるごみ		燃やせないごみ (収集+直搬)		粗大ごみ (申込+直搬)		生ごみ		資源ごみ	
		排出量 (t)	一人当 たり排 出量 (kg)	排出量 (t)	一人当 たり排 出量 (kg)	排出量 (t)	一人当 たり排 出量 (kg)	排出量 (t)	一人当 たり排 出量 (kg)	排出量 (t)	一人当 たり排 出量 (kg)
15	6,060	370.04	61.06	282.77	46.66	29.47	4.86	587.40	96.93	483.27	79.75
16	5,995	399.66	66.67	251.81	42.00	46.59	7.77	561.90	93.73	506.28	84.45
17	5,825	397.43	68.23	229.50	39.40	88.15	15.13	489.70	84.07	431.77	74.12
18	5,720	396.59	69.33	222.96	38.98	70.65	12.35	454.70	79.49	430.24	75.22
19	5,597	384.04	68.62	210.65	37.64	84.06	15.02	436.80	78.04	459.69	82.13
20	5,491	389.22	70.88	193.88	35.31	89.30	16.26	429.90	78.29	409.26	74.53
21	5,431	391.82	72.15	206.28	37.98	94.18	17.34	406.10	74.77	387.59	71.37
22	5,355	408.79	76.34	221.21	41.31	131.94	24.64	386.90	72.25	368.92	68.89
23	5,239	399.12	76.18	221.49	42.28	140.35	26.79	391.90	74.80	379.51	72.44
24	5,182	416.24	80.32	221.52	42.75	159.59	30.80	383.00	73.91	358.35	69.15
25	5,051	395.99	78.40	247.17	48.93	176.30	34.90	410.60	81.29	359.69	71.21
26	4,953	380.58	76.84	230.49	46.54	197.46	39.87	404.80	81.73	372.65	75.24
27	4,860	377.88	77.75	234.18	48.19	187.75	38.63	402.50	82.82	355.29	73.10
28	4,788	383.29	80.05	244.25	51.01	213.77	44.65	376.20	78.57	352.57	73.64
29	4,659	376.52	80.82	231.62	49.71	196.45	42.17	340.60	73.11	321.26	68.95
30	4,634	391.38	84.46	257.71	55.61	342.60	73.93	338.30	73.00	317.91	68.60

■ 種別別の排出予測量

年度	年度末人口	燃やせるごみ		燃やせないごみ (収集+直搬)		粗大ごみ (申込+直搬)		生ごみ		資源ごみ	
		排出量 (t)	一人当 たり排 出量 (kg)	排出量 (t)	一人当 たり排 出量 (kg)	排出量 (t)	一人当 たり排 出量 (kg)	排出量 (t)	一人当 たり排 出量 (kg)	排出量 (t)	一人当 たり排 出量 (kg)
H31	4,527	388.12	85.74	232.84	51.43	253.91	56.09	328.43	72.55	309.51	68.37
R2	4,445	387.79	87.24	233.09	52.44	264.43	59.49	319.05	71.78	301.22	67.77
3	4,365	387.45	88.76	233.33	53.45	274.62	62.91	309.94	71.00	293.15	67.16
4	4,287	387.12	90.30	233.57	54.48	284.51	66.37	301.08	70.23	285.30	66.55
5	4,209	386.79	91.89	233.82	55.55	294.11	69.88	292.48	69.49	277.65	65.97
6	4,134	386.45	93.48	234.06	56.62	303.44	73.40	284.13	68.73	270.21	65.36
7	4,059	386.12	95.13	234.30	57.72	312.52	76.99	276.01	68.00	262.97	64.79
8	3,986	385.78	96.78	234.55	58.84	321.35	80.62	268.13	67.27	255.93	64.21
9	3,914	385.45	98.48	234.79	59.99	329.95	84.30	260.47	66.55	249.07	63.64
10	3,844	385.12	100.19	235.04	61.14	338.34	88.02	253.03	65.82	242.39	63.06

■ 資源化・リサイクル率の実績

	不燃+ 粗大+ 生ごみ (t)	埋立量 (t)	可燃 残渣 (t)	埋立量 ②+③=④	総資源化量			排出量	リサイクル 率 (%)
					直接資源	資源化	処理後 再生利用量		
					①	②	③		資源回収量
15	899.64	338.29	53.70	391.99	483.27		507.65	1,753	56.53
16	860.30	290.58	53.65	344.23	506.28		516.08	1,766	57.88
17	807.35	294.58	59.13	353.71	431.77		453.65	1,637	54.10
18	748.30	362.64	91.64	454.28	430.24		294.04	1,575	45.98
19	731.51	340.89	67.15	408.04	459.69		323.48	1,575	49.72
20	713.07	326.10	66.14	392.24	409.26		320.84	1,512	48.30
21	706.55	336.78	64.17	400.95	387.59		305.61	1,486	46.65
22	740.04	433.49	71.72	505.21	368.92		234.84	1,518	39.78
23	753.73	376.25	77.93	454.18	379.51		299.56	1,532	44.32
24	764.10	392.62	64.15	456.77	358.35		307.35	1,539	43.26
25	834.07	450.06	64.52	514.58	359.69		319.50	1,590	42.72
26	832.75	468.76	64.97	533.73	372.65		299.03	1,586	42.35
27	824.43	383.82		383.82	355.29	173.83	440.62	1,558	62.26
28	834.22	389.52		389.52	352.57	249.14	444.71	1,570	66.65
29	768.66	422.36		422.36	321.26	120.49	346.32	1,466	53.74
30	938.61	521.00		521.00	317.91	176.12	417.61	1,648	55.32

■ 資源化・リサイクル率の予測

	不燃+ 粗大+ 生ごみ (t)	埋立量 (t)	可燃 残渣 (t)	埋立量 ②+③=④	総資源化量			排出量	リサイクル 率 (%)
					直接資源	資源化	処理後 再生利用量		
					①	②	③		資源回収量
H31	815.19	462.58		462.58	309.51	182.42	365.19	1,513	55.83
R2	816.57	469.96		469.96	301.22	182.26	355.57	1,506	55.13
3	817.89	477.12		477.12	293.15	182.10	345.89	1,498	54.46
4	819.16	484.06		484.06	285.30	181.95	336.16	1,492	53.79
5	820.41	490.80		490.80	277.65	181.79	326.41	1,485	53.14
6	821.63	497.35		497.35	270.21	181.63	316.63	1,478	52.50
7	822.83	503.73		503.73	262.97	181.48	306.83	1,472	51.87
8	824.02	509.93		509.93	255.93	181.32	297.02	1,466	51.26
9	825.21	515.97		515.97	249.07	181.16	287.21	1,460	50.66
10	826.40	521.86		521.86	242.39	181.01	277.40	1,454	50.07

(2) 最終処分場の予測

本町の最終処分場は、平成 14 年 12 月から埋め立てを開始し、平成 29 年 11 月までの利用を計画していた。平成 27 年度から焼却残渣の埋立てがなくなったことにより、埋立廃棄物重量が減少し、平成 28 年度には使用期間を令和 3 年 11 月まで延長した。また、燃やせないごみ及び粗大ごみの処理を倶知安町の民間処理業者で最終処分したことにより、さらに埋立量が減少し、令和 8 年 1 1 月まで再延長したところである。

ただし、今後における一般廃棄物の処理に係わる動向で、使用期間の延長又は短縮が考えられる。

■ 最終処分場の埋立重量・埋立容量の実績及び推定量

埋立開始～実測		埋立重量			
年度	経過月数	焼却残さ (t)	破碎不燃物等 (t)	覆土(t)	埋立全量
H14	4		86 t	t	86 t
H15	12	54 t	285 t	240 t	579 t
H16	12	54 t	237 t	t	291 t
H17	12	59 t	235 t	t	295 t
H18	12	92 t	271 t	t	363 t
H19	12	67 t	274 t	t	341 t
H20	12	66 t	260 t	t	326 t
H21	12	64 t	273 t	t	337 t
H22	12	72 t	362 t	56 t	490 t
H23	12	78 t	298 t	t	376 t
H24	12	64 t	328 t	44 t	437 t
H25	12	65 t	386 t	t	450 t
H26	12	65 t	404 t	1,074 t	1,543 t
H27	12		384 t	1,861 t	2,245 t
H28	12		390 t	398 t	787 t
H29	12		422 t	811 t	1,234 t
H30(4~10月)	7		339 t	284 t	623 t
		799 t	5,233 t	4,769 t	10,801 t
容量換算係数		1.14	1.3	0.63	埋立容量合計
埋立容量		911m ³	6,803m ³	3,005m ³	10,718m ³
埋立容量比率		8.5%	63.5%	28.0%	

計画容量	−	実測時残容量	=	埋立済容量
14,900 m ³		2,710 m ³		12,190 m ³

平成30年11月7日に埋立地の測量を行ったところ、残容量は2,710 m³であり、埋立済容量は12,190 m³となる。その時点までの埋立重量を体積に換算すると10,718 m³であり、1472 m³の誤差が生じる。誤差を各埋立物の容量比率で按分すると埋立済容量の内訳は次のとおりとなる

焼却残さ	破砕不燃物	覆土	合計
1,036 m ³	7,737 m ³	3,417 m ³	12,190 m ³

測量以降の埋立容量は次のとおりであり、令和5年4月時点の最終処分場の推定残容量は1,311 m³となります。

実測以降	埋立重量			埋立全量	埋立容量（体積）重量×換算係数		
	経過年数	焼却残さ（t）	破砕不燃物等（t）		焼却残さ	破砕不燃物等合計	覆土
H30(11~3月)	5		182 t	182 t		237 m ³	
R元	18		382 t	761 t		497 m ³	239 m ³
R2			35 t	35 t		46 m ³	m ³
R3			14 t	39 t		18 m ³	16 m ³
R4			170 t	368 t		221 m ³	125 m ³
				1,385 t		1,019 m ³	380 m ³

実測時残容量	−	実績以降埋立済容量	=	推定残量
2,710 m ³		1,399 m ³		1,311 m ³

■ 実測及び推定埋立済量からの考察

計画容量	–	推定埋立済容量	=	推定残容量
14,900 m ³		12,427 m ³		2,473 m ³

令和5年4月以降の埋立容量を倶知安町の民間処理施設に委託した令和2年以降の平均値を用いて試算したところ、令和18年4月まで使用可能と推測される。

予測埋立量平均値試算

年度	焼却残さ	破碎不燃物等	覆土	合計
R2		46m ³		46m ³
R3		18m ³	16m ³	34m ³
R4		221m ³	125m ³	346m ³
R5（見込）		1m ³	4m ³	5m ³
R2~R5合計	m³	286m³	145m³	431m³
	焼却残さ	破碎不燃物等	覆土	合計
年平均		72m ³	36m ³	108m ³
月平均		6m ³	3m ³	9m ³

予測埋立量

年度	焼却残さ	破碎不燃物等	覆土	合計
H14~R5	1,036m ³	8,757m ³	3,801m ³	13,594m ³
R6		72m ³	36m ³	108m ³
R7		72m ³	36m ³	108m ³
R8		72m ³	36m ³	108m ³
R9		72m ³	36m ³	108m ³
R10		72m ³	36m ³	108m ³
R11		72m ³	36m ³	108m ³
R12		72m ³	36m ³	108m ³
R13		72m ³	36m ³	108m ³
R14		72m ³	36m ³	108m ³
R15		72m ³	36m ³	108m ³
R16		72m ³	36m ³	108m ³
R17		72m ³	36m ³	108m ³
R18（4月）		6m ³	3m ³	9m ³
R6~R18合計	m³	870m³	435m³	1,305m³
	焼却残さ	破碎不燃物等	覆土	合計
総合計	1,036m³	9,627m³	4,236m³	14,899m³

第5章 ごみ処理の基本計画

1. 町の基本施策

第6次蘭越町総合計画の施策の方針では、「衛生環境は、快適な生活の基盤であるため、引き続き、一層の向上に努めるとともに、環境に負荷を与えるごみについては、減量化と資源化を推進します。」と掲げており、次の施策について取り組みます。

【基本施策 住みよいまち、選ばれるまちづくりのために「生活衛生環境の維持」】
(蘭越町総合計画から)

○施策の内容

1. ごみの減量化・資源化の推進

- ・文書による定期的な啓発や分別の不十分な排出者に対する指導に努め、減量化と資源化を進める。

2. 生活環境基盤の維持

- ・廃棄物やし尿の広域処理を推進する。
- ・合併浄化槽設置に対する助成を継続する。

2. 計画の目標

(1) 国や道と本町の実績値比較

国や北海道の実績値との比較では、1人1日当たりの排出量は、国や北海道よりも下回っており、リサイクル率は上回っている。

■ ごみの総排出量

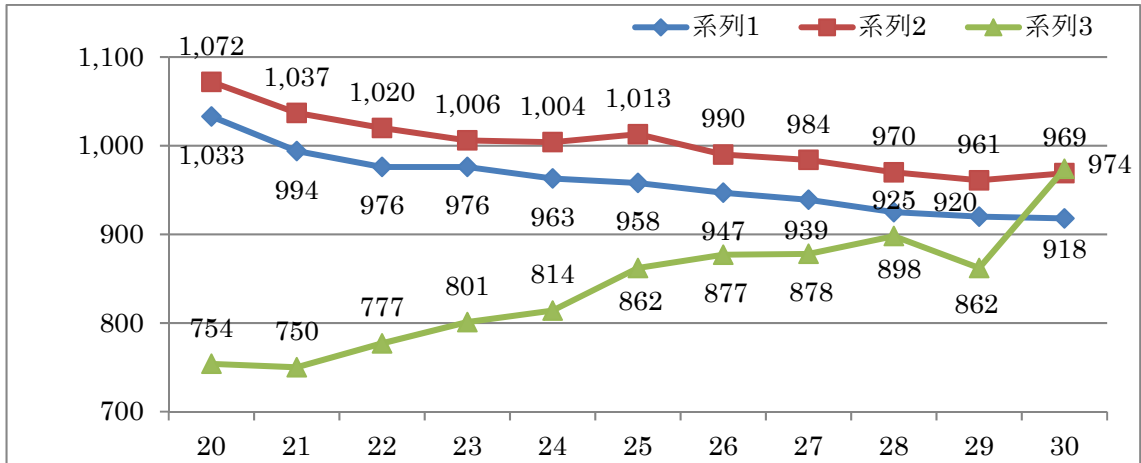
種別		年度										
		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
排出量	国 (万t)	4,811	4,625	4,536	4,543	4,523	4,487	4,432	4,398	4,317	4,289	4,272
	北海道 (万t)	218.2	209.9	206.1	202.4	201.3	201.9	196.3	194.4	190.2	187.3	187.6
	本町 (t)	1,512	1,486	1,518	1,532	1,539	1,590	1,586	1,558	1,570	1,466	1,648

■ 1人1日当たりの排出量・リサイクル率実績

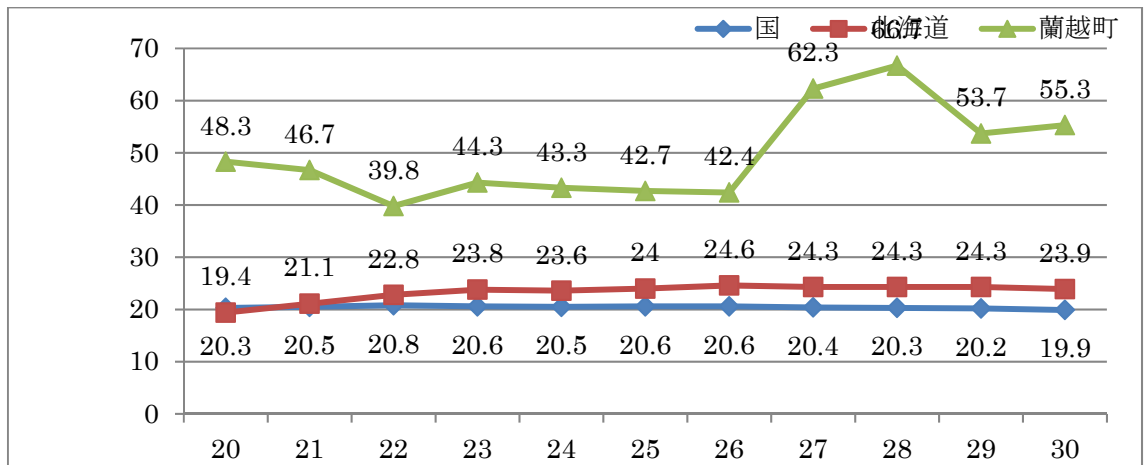
(単位：一人一日あたり：g、リサイクル率：%)

種別		年度										
		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
一人1日当たり排出量	国	1,033	994	976	976	963	958	947	939	925	920	918
	北海道	1,072	1,037	1,020	1,006	1,004	1,013	990	984	970	961	969
	本町	754	750	777	801	814	862	877	878	898	862	974
リサイクル率	国	20.3	20.5	20.8	20.6	20.5	20.6	20.6	20.4	20.3	20.2	19.9
	北海道	19.4	21.1	22.8	23.8	23.6	24.0	24.6	24.3	24.3	24.3	23.9
	本町	48.3	46.7	39.8	44.3	43.3	42.7	42.4	62.3	66.7	53.7	55.3

■ 一人1日当たりの排出量



■ リサイクル率



(2) 国の目標量との比較

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」(平成13年5月環境省告示第34号)に基づく、廃棄物処理基本方針(令和5年6月30日)により定められた目標量と本町の数値を比較しました。

■ 国の目標値との比較

項目	国	蘭越町			
	目標	実績		予測値	比較
	7年度	24年度	30年度	7年度	H24対R7
一般廃棄物総排出量	平成24年度比約16%削減	1,539 t	1,648 t	1,472 t	2.2%削減
一人一日当たり排出量	440 g	814 g	974 g	994 g	22%増
再生利用率	約21%(平成24年度)から約28%に増加させる	43.26%	55.32%	51.87%	8.61%上昇

(3) 道の目標量との比較

北海道廃棄物処理計画（令和2年3月「第3章目標及び施策展開の基本的な考え方」から一般廃棄物に係る減量化等の目標値のみ抜粋）による目標値を本町の数値と比較しました。

項 目	北海道	蘭越町			
	目 標	実 績		予測値	比 較
	6年度	24年度	30年度	6年度	H24対R6
一般廃棄物 総排出量	1,700千t	1,539t	1,648t	1,478t	4.1% 削減
一人一日当 たり排出量	900g/人・日以下	814g	974g	980g	16.9%増
再生利用率	30%以上	43.26%	55.32%	52.50%	9.24% 上昇

(4) 蘭越町の目標量（値）の設定

国や北海道の目標量と本町を比較すると、再生利用率は、本計画の基準年度である平成30年度で既に目標量を達成しています。今後も一般廃棄物の減量化を推進し、国や北海道の目標量との整合性を図りながら、本計画におけるごみ排出量、リサイクル率の目標量を定めます。

項 目	実績値		予測値	目標値	
	24年度	30年度	令和10年度	目標設定	目標量
一般廃棄物 総排出量	1,539t	1,648t	1,454t	平成30年度 比約12%減	1,450t
一人一日当 たり排出量	814g	974g	1,036g	平成30年度 比約11%減	860g
再生利用 率	40.41%	58.88%	51.64%		60%以上

①ごみの排出量

本町の人口は今後減少が見込まれますが、ごみの発生抑制に向け、家庭系ごみとともに事業系ごみの減量化にも取り組む必要があります。令和10年度における計画の数値目標として、1人1日あたりの排出量を、平成30年度実績より約11%削減し870gとします。総排出量は1人1日あたりの排出量と人口推移により算出し、平成30年度実績より12%削減し1,470トンとします。

②リサイクル率

本町のリサイクル率は、既に国や北海道の目標値に達していますが、リサイクル率の向上に向けて、今以上の施策の展開を図る必要があります。令和10年度における計画の数値目標として、平成30年度のリサイクル率より約2%増加させ、60%とします。

第6章 ごみの排出抑制のための方策

1. 町・町民・事業者のそれぞれにおける方策

排出抑制の目標を達成するため、行政・住民・事業者の3者がそれぞれ行うべき方策は、以下のとおりである。

(1) 行政における方策

ごみの排出抑制システムは、指導する行政と実際に行動する住民、事業者から構成されている。

行政による住民、事業者への啓発が、ごみに対する意識の向上及び資源化につながるものである一方で、行政自身の率先した取組みが重要である。

① 啓発活動の充実

住民のごみに対する意識向上を図るための広報活動を行うとともに、地域や団体の学習要望があれば積極的に出向き、ごみに対する意識啓発に努める。

② 施設見学会

住民に広くごみ処理の状況と現状について広報するため、処理施設の見学の要望があれば積極的に受け入れ、ごみの分別と処理に対する意識の向上を図る。

③ 手数料の徴収

ごみ排出者の意識を高め、排出抑制を誘導するため、ごみ処理の適正処理に係る経費の徴収や収集サービスの充実を図り、ごみ処理手数料の設定をする。

④ 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業系ごみの排出抑制を目標として、資源化・減量化計画の策定を指導する。また、事業活動に伴って生じた廃棄物の処理の責任を明確にし、適正処理を指導する。

⑤ 庁用品、公共関連事業における再生品の使用促進

行政が民間の模範となるよう、役場内の再生品の使用促進やごみ発生量の抑制、分別、資源化などを行い、住民にアピールする。
また、公共事業における再生品の利用促進などを行う。

(2) 住民における方策

住民参加型のごみ処理を一層推進するためには、行政側からの押付けにならないよう、住民と行政の協力体制をつくる。

① マイバックの活用

買い物時の過剰包装は断り、マイバックの持参を心がける。また、商店においては簡易包装を実施する。

② 再生品の使用促進

トイレットペーパーなどは、再生品を積極的に使用する。

③ 使い捨て品の使用抑制

ごみ減量化に配慮したライフスタイルを形成するよう努める。

(3) 事業者における方策

事業者に廃棄物管理責任者を設置し、ごみの排出、回収、資源化、減量化計画の策定及び実績のチェックなどを行う体制づくり、事業者の責任を明確にする。

- ① 発生源における減量
事業系ごみの排出抑制、ごみ減量化に努める。
- ② 排出抑制
事業所などから排出される一般廃棄物においても資源として回収できるものがあり、これらの排出を抑制し、資源物として回収するよう努める。
- ③ 分別の強化
家庭系ごみに準じた分別強化を図る。
- ④ 過剰包装の抑制
スーパーなどでは過剰包装の抑制を図り、多重包装の抑制や特別な包装の有料化などを実施する。
- ⑤ 使い捨て容器の使用抑制
使い捨て容器の流通業者による自主回収・資源化の推進製造・流通・販売業者の間で、ごみ減量化などに係る組織をつくり、製造・流通・販売のそれぞれの過程における排出抑制及び資源化などの対応を円滑かつ効率よく実施するよう努める。

2. ごみ処理手数料の徴収


排出抑制を誘導することを目的とし、ごみ処理の適正処理に係る経費やごみ排出者の意識を高め、ごみ処理手数料の設定をする。


第7章 分別収集するごみの種類及び分別の区分

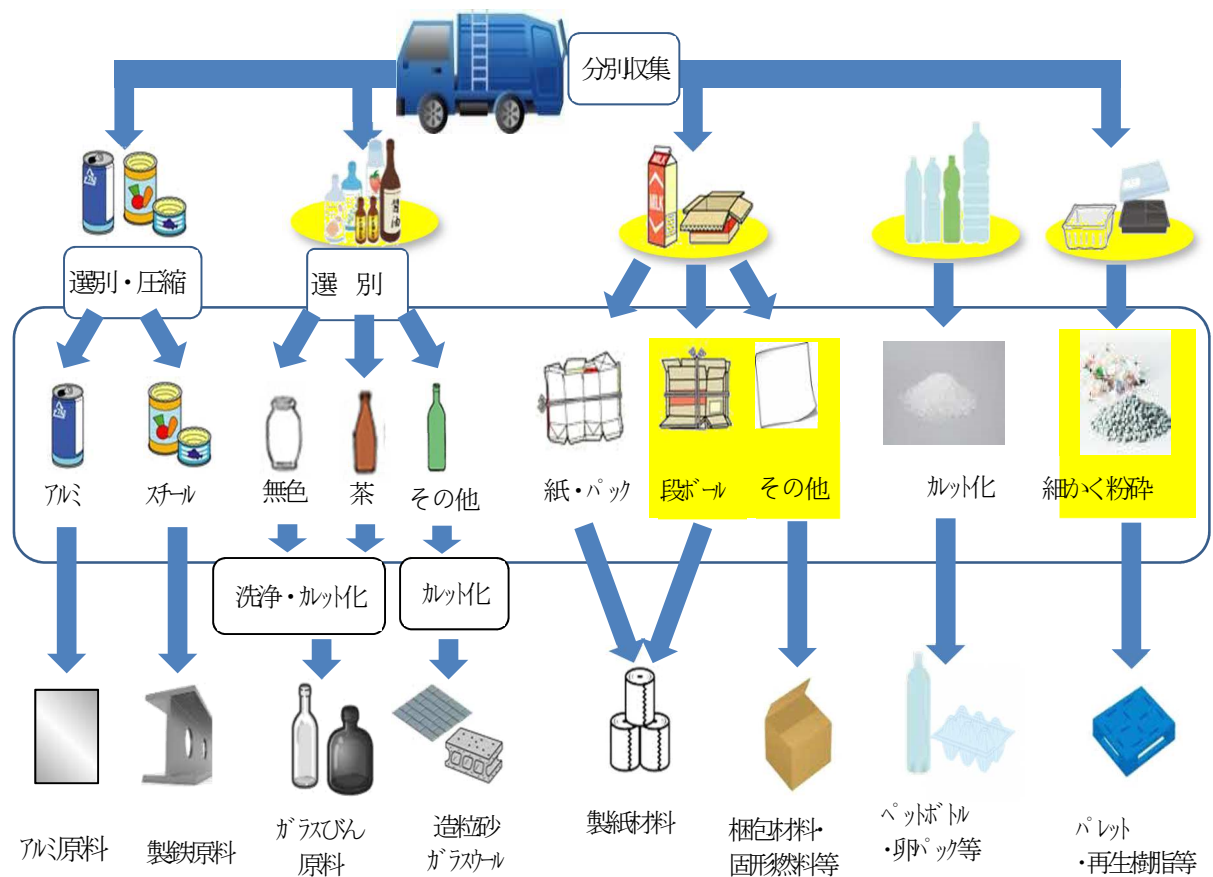
1. 容器包装リサイクル法により分別収集する品目について

最終処分場の容量の不足や廃棄物の減量化と資源の有効活用促進を目的として、一般廃棄物の容積の約6割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを推進する「容器包装リサイクル法」が平成7年に制定され、平成9年4月より段階的に施行されている。

この中で、国が定めた容器包装リサイクル対象物は、空き缶（鉄・アルミ）、ワンウェイびん（無色・茶色・その他）、紙類（紙パック・段ボール・その他）、プラスチック類（ペットボトル・その他）の10品目が定められており、そのうち段ボール、その他紙製容器包装、その他プラ製容器包装の3品目については、平成12年度から対象品目として施行されている。

※容器包装リサイクル法で、容器包装を  部分に示す
10分類で分別収集することを前提としている。

 部分は平成12年度から施行、その他は平成9年度から施行



容器包装リサイクル法により分別収集する品目（10品目）

2. ごみ分別区分

平成12年4月から容器包装リサイクル法の完全施行に伴い、従来収集していなかった容器包装や資源物の回収を始めており、計画している分別区分とその内容について、次のとおりに示す。

■ ごみ分別区分

区 分	種 類 等	
もやせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●紙くず ●木・枝・板きれ ●食用油（凝固剤で固めるか、紙に染み込ませてから） ●布・衣類 ●紙オムツなど衛生ごみ（汚物は取除く） ※別袋に入れ、もやせるごみ袋に入れる ●その他（汚れている紙など） 	
もやせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●金属・皮・ゴム・資源ごみで出せないプラスチック製品・ガラス類など（刃物や割れたガラスは厚紙に包んで表示） ●ペット用トイレ砂（汚物は取除く） ●油の缶やびん・化粧品のガラス容器など ●18リットル缶・ポリタンク・塗料の容器 ●カセットボンベ、スプレー缶（使い切り、穴を開ける） 	
生ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●十分に水切りする ●生ごみ以外（割り箸、ラップ、水切りネット等）を入れない 	
資源ごみ		
資源ごみの区分	プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ●カップ麺の容器 ●プラスチック製ボトル類 ●商品を包んでいるポリ袋・ラップ類 ●透明・着色トレイ ●チューブ類 ●薬の包装 ●ペットボトルなどのプラスチック製キャップ
	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ●飲料用 ●酒類用 その他（しょう油など） ※ボトルキャップ、ラベルは取除く
	空きびん	<ul style="list-style-type: none"> ●飲料用 ●調味料用 ●化粧品用など ※乳白色びんは除く
	空き缶	<ul style="list-style-type: none"> ●ジュース、ビールなど ●缶詰 ※カセットボンベやスプレー缶は「もやせないごみ」
	食品トレイ・発泡スチロール	<ul style="list-style-type: none"> ●生鮮食品などのトレイ ●保護用発泡スチロール
	紙製容器包装（紙箱）	<ul style="list-style-type: none"> ●化粧品箱 ●ティッシュペーパー箱 ●菓子箱
	段ボール・新聞・雑誌	<ul style="list-style-type: none"> ●ダンボール ●新聞（チラシ） ●雑誌 ※5キログラム程度に束ね、十文字に結ぶ
	紙パック	<ul style="list-style-type: none"> ●牛乳パックなど ※十文字に結ぶ

	ミックスペーパー	<ul style="list-style-type: none"> ●手提げ袋 ●画用紙 ●コピー用紙など ※白地の紙袋に入れる ※汚れた紙、トイレットペーパーの芯は出せない
	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●家電製品（家電リサイクル品以外） ●家具 ●布団 ●畳など ※もやせないごみ袋（45リットル）に入らないごみ ※持込み及び臨時個別収集
	有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●蛍光灯 ●電球 ●乾電池 ●小型充電電池 ●水銀体温計 ※拠点回収

<町で収集しないごみ>

区 分	種 類 等
処理困難物	<ul style="list-style-type: none"> ●タイヤ ●バッテリー ●農機具 ●プロパンガスボンベ
家電リサイクル対象品	<ul style="list-style-type: none"> ●テレビ ●冷蔵庫 ●冷凍庫 ●洗濯機 ●衣類乾燥機 ●エアコン
パーソナルコンピューター	<ul style="list-style-type: none"> ●本体 ●ディスプレイ

3. 分別形態と収集頻度の検討及び実行計画

本町では、平成 11 年に容器包装リサイクル法に基づき、「蘭越町分別収集計画」を策定し、今後の分別排出によるごみの減量と資源の有効利用の推進計画を定めている。

平成 12 年 4 月から容器包装リサイクル法の完全施行に伴い、容器包装ごみの分別対象物を増やし、平成 14 年度からはミックスペーパーの回収、ペットボトル以外のプラスチック容器包装、生ごみの分別収集を計画している。

また、令和 6 年 4 月より、資源ごみの回収を月 3 回から週 1 回とする。
今後、計画している分別形態とその収集頻度について次のとおり示す。

■ 分別形態と収集頻度

区 分	種 別	収集頻度	出し方
一般ごみ	燃やせるごみ	週 1 回	指定の袋
	燃やせるごみ（衛生ごみ）	週 1 回	別袋にまとめ、燃やせるごみ袋に入れる
	燃やせないごみ	週 1 回	指定の袋
	生ごみ	週 2 回	指定の袋
資源ごみ	空きびん	週 1 回	中身の見える袋
	ペットボトル		
	食品トレイ・発泡スチロール		
	プラスチック製容器包装		
	空き缶		
	紙パック		
	ミックスペーパー		
	紙製容器包装		
ダンボール・新聞・雑誌・紙箱	ひもで結束		
粗大ごみ	戸別回収	月 1 回	12 月～2 月までを除く
有害ごみ	蛍光灯・電球・乾電池・小型充電池・水銀体温計	拠点回収	拠点にある回収ボックスに入れる

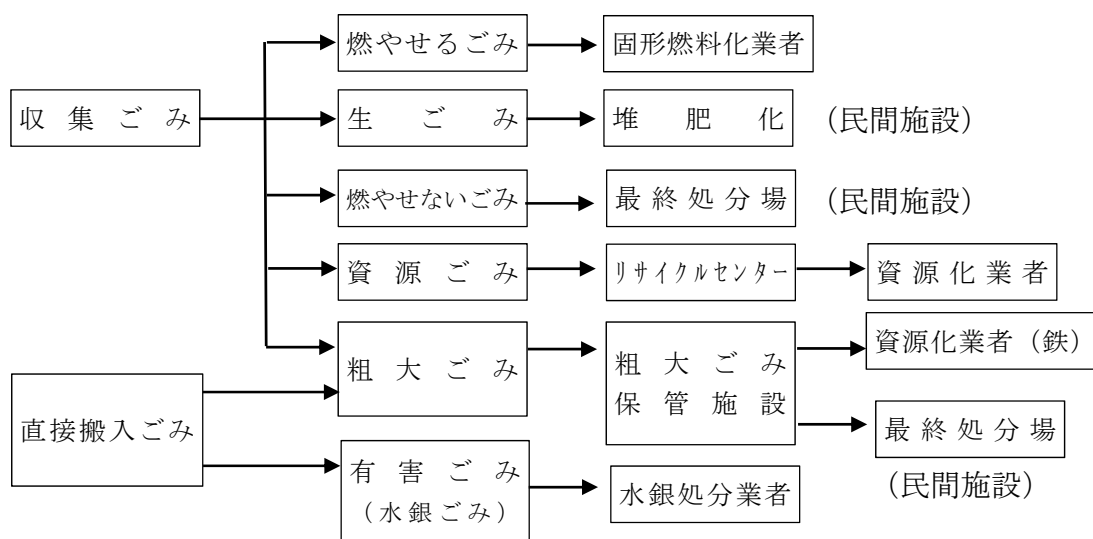
第8章 ごみの適正な処理に関する基本計画

広域化計画におけるごみ処理の計画は、当初、燃やせるごみ（可燃ごみ）は、俱知安町にある焼却施設で焼却処理していたが、その後、同町の委託業者で固形燃料化方式に移行された。

燃やせないごみは、令和2年4月から、俱知安町の委託業者で最終処分されている。

粗大ごみは、蘭越町の粗大ごみ処理施設に搬入され、鉄資源とその他に分類し、鉄資源は、資源化業者へ売却し、その他のごみは、俱知安町の委託業者へ搬出し、処分されている。

【令和2年4月から】



1. 収集運搬計画

分別収集の区分に基づく町内の運搬を行う。

■ 令和6年4月以降の分別収集区分

区 分	種 別	収集頻度
一般ごみ	燃やせるごみ	週1回
	燃やせないごみ	週1回
	生ごみ	週2回
資源ごみ	空きびん、ペットボトル、食品トレイ、発泡スチロール、プラスチック製容器包装、空き缶、紙パック、ミックスパーパー、ダンボール、新聞、雑誌、紙箱	週1回
粗大ごみ	家電製品（家電リサイクル品以外）、家具、布団、畳	毎月1回 (12月～2月を除く)

3. 最終処分場計画

現在、平成 14 年 11 月から供用開始した管理型最終処分場の埋立期間の延命化を図るため、町民に排出するごみの一層の分別やリサイクルに協力を促し、延命を図る。

その一方で、処分場の処理許容量が少なくなっており、新たな施設整備は財政負担が過大なため、倶知安町の処理業者への最終処分（埋立て）の委託を行っている。

■ 最終処分場

設置場所	磯谷郡蘭越町字鮎 153-2, 153-4, 153-5, 13-1, 13-65		
処理対象	焼却残渣、破碎不燃物		
埋立面積	4,800 m ²		
埋立容量	1	4,900 m ²	
計画埋立期間	平成 14 年 11 月～令和 8 年 11 月 (当初 平成 29 年 11 月)		
遮水工	2 重シート		
浸出水処理施設	処理能力	25 m ³ /日	
	処理方法	接触ばっ気、凝集沈殿、砂ろ過 活性炭吸着、消毒	
放流水質	pH	6.5～8.5	
	BOD	10 mg/以下	
	SS	10 mg/以下	
	COD	10 mg/以下	
	ダイオキシン類	10pg-TEQ/以下	
	その他	基準省令の排水基準値以下	

生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理基本計画の目的と位置づけ

1. 計画の目的

蘭越町の生活排水の現状は、農業集落排水整備及び合併処理浄化槽の設置補助金制度の実施により水質改善対策は着実に進み、生活排水を適正に処理しつつある一方で、汲取りや単独処理浄化槽が依然相当数あり、生活排水が未処理のまま河川等に排出されている状況である。

このようなことから、生活排水を適正に処理するとともに、快適な居住環境づくりを進めるため、蘭越町生活排水処理計画（以下「本計画」という。）を策定する。

2. 計画目標年次

本計画の目標年次は、ごみ処理計画に合わせ令和10年度とする。

年度	平成 31	令和 2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般廃棄物処理基本計画					計画の改訂					計画目標年度

3. 計画処理区域

計画対象区域は、蘭越町全域とする。

第2章 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水の排出状況

(1) 生活排水の処理形態

生活排水の処理形態は、し尿については水洗式トイレ（ただし、簡易水洗式汲便所は除く。）の有無による処理、未処理に分類される。

計画処理区域内人口はその組み合わせにより、水洗化・生活雑排水処理人口、水洗化・生活雑排水未処理人口、非水洗化人口の3区分に分けられる。

平成30年度における本町の処理形態別人口をみると、計画区域内人口4,673人に対し、水洗化・生活雑排水処理人口4,119人、水洗化・生活雑排水未処理人口295人、非水洗化人口259人である。

特に、生活雑排水の処理に着目すると、約11.9%が側溝や水路に未処理のまま放流していることとなる。

(2) 生活排水等の処理体系

平成30年度における生活排水の処理体系を図示すると図2-1-1のようになっている。

水洗化・生活雑排水処理人口については、生活雑排水とし尿を合わせて農業集落排水処理場又は合併処理浄化槽で処理し、処理水を放流しており、水洗化・生活雑排水未処理人口は、し尿を単独処理浄化槽で処理し、その処理水においても放流している。

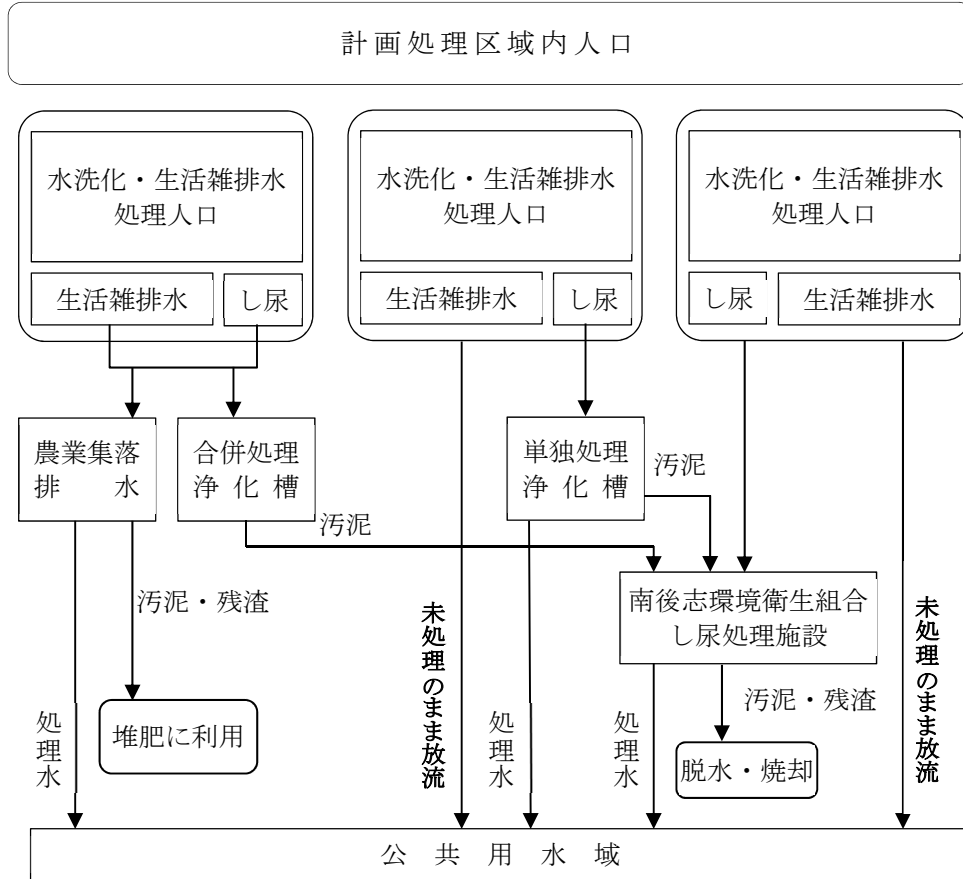
また、合併浄化槽及び単独処理浄化槽から発生する汚泥は、南部後志環境衛生組合（蘭越町、島牧村、寿都町、黒松内町で構成）のし尿処理施設で処理を行っている。

非水洗化人口については、し尿を汲み取りし、南部後志環境衛生組合に収集運搬され適正に処理されている。

【南部後志環境衛生組合の概要】

施設所在地	寿都郡黒松内町字白井川85番地
処理能力	25kL/日
処理開始年	平成8年4月
処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理 (砂ろ過＋活性炭吸着)
汚泥処理	酸化、焼却
放流水質	BOD 20mg/、SS 70mg

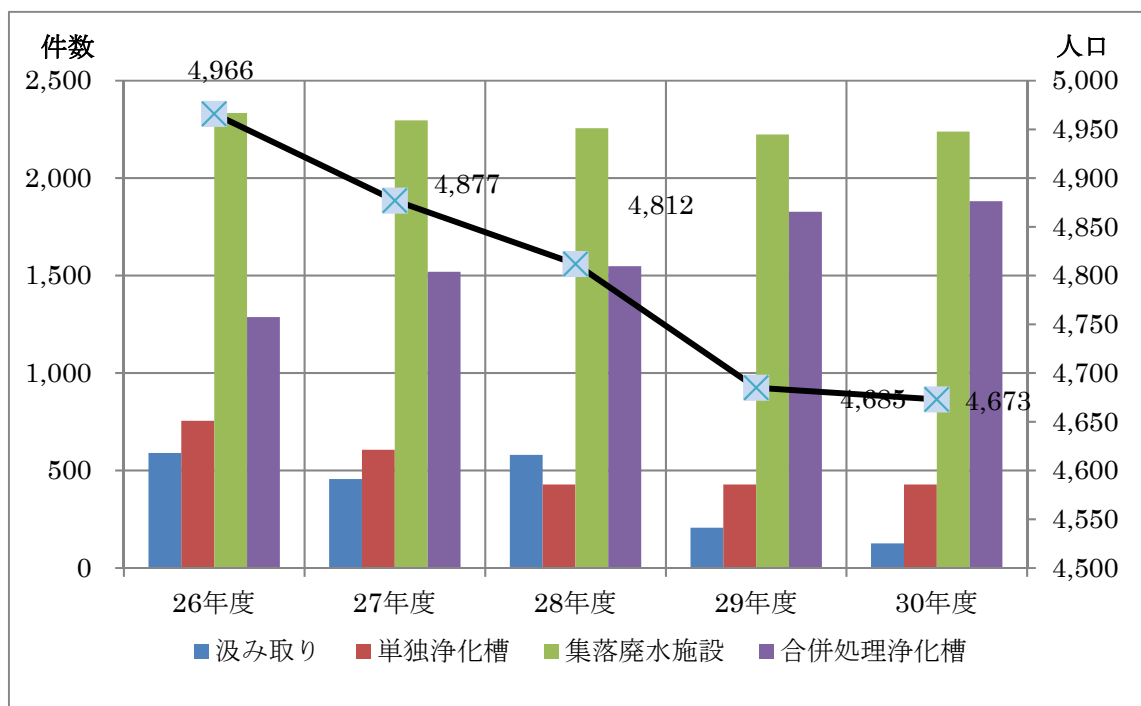
生活排水の処理体系図



(3) 処理体系別人口の推移

■ 処理形態別人口の推移

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1. 計画処理区域人口	4,966	4,877	4,812	4,685	4,673
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	3,621	3,815	3,804	4,051	4,119
(1) コミュニティプラント	—	—	—	—	—
(2) 合併処理浄化槽	1,287	1,519	1,548	1,827	1,881
(3) 下水道	—	—	—	—	—
(4) 農業集落排水施設	2,334	2,296	2,256	2,224	2,238
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽人口)	755	606	428	428	428
4. 非水洗化人口	590	456	580	206	126
(1) 汲み取りし尿	590	456	580	206	126
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0

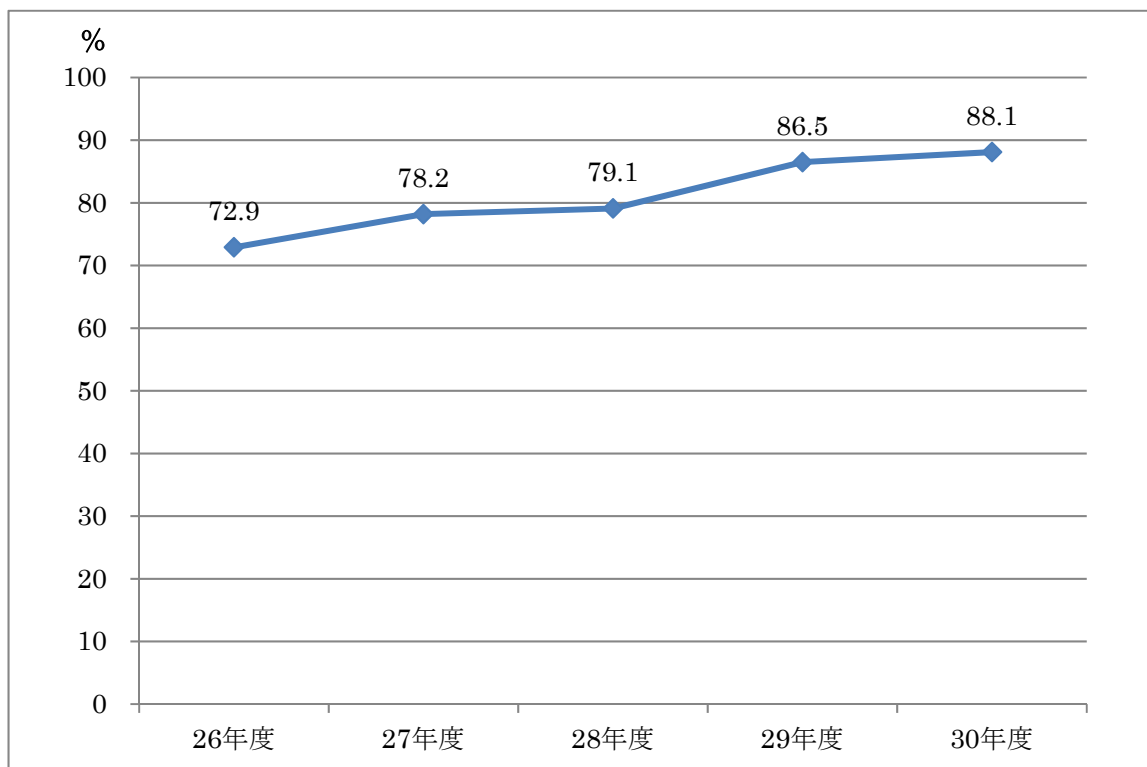


(4) 生活排水処理率

生活排水処理率とは、水洗化・生活雑排水処理人口を計画区域内人口で除して求められ、し尿・生活雑排水のいずれも処理されている人口の比率である。

本町における生活雑排水処理率の過去5か年における推移は、次のとおり示すとおりであり、平成26年度には80.0%であったが、農業集落排水の普及により、平成30年度には88.1%となっている。

区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
計画処理区域人口	人	4,966	4,877	4,812	4,685	4,673
水洗化・生活雑排水処理人口	人	3,621	3,815	3,804	4,051	4,119
生活排水処理率	%	72.9	78.2	79.1	86.5	88.1



生活排水処理率の推移

2. 生活排水処理施設の整備状況

(1) 浄化槽

農業集落排水の普及に合わせ、計画区域外の生活排水処理に関し、単独浄化槽の新規設置を抑制し、合併浄化槽の普及指導を行い、表2-2-1に示すとおり普及を図っている。

■ 合併浄化槽の設置状況

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
個人（補助金による設置）	4	7	10	7	14
地方単独事業	2	1	1	1	0
民間設置（その他）	1	2	2	2	2

(2) 農業集落排水施設

本町の農業集落排水事業は、「蘭越地区下水道」、「蘭越東地区水道」及び「昆布地区」の3地区の下水道事業として整備されている。

■ 集落排水の整備事業（農業集落排水事業）

区 分	事 業 年 度	処 理 方 式	計画処理 (戸)	計画処理 人口 (人)	処理能力 (m ³ / 日)	供用開始 年 月
蘭越地区 下水道	平成元 ～5	オキシレーションデ ィッチ法	363	1,270	419.1	平成5年 6月
蘭越東地 区下水道	平成3 ～8	オキシレーションデ ィッチ法	644	1,990	656.7	平成7年 10月
昆布地区 下水道	平成10 ～16	嫌気性ろ性 接触ばっ気	196	870	287.1	平成15年 4月

■ 農業集落排水人口※処理区域内

区 分		区 域 内		農集排加入		未加入（浄化槽 ・汲み取り）	
		世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口
蘭越地区 下水道	26年度	403	825	387	750	0	47
	30年度	379	730	368	687	11	26
蘭越東地 区下水道	26年度	682	1,534	574	1,291	108	243
	30年度	696	1,475	603	1,274	93	201
昆布地区 下水道	26年度	193	387	141	293	50	20
	30年度	198	361	147	277	51	84

3. 生活排水の処理主体

本町には現在、農業集落排水、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽が生活排水の処理施設として整備されてきているが、その主体は次のとおり示すとおりである。

処理施設	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
合併浄化槽	し尿、生活雑排水	個人
単独浄化槽	し尿	個人
農業集落排水	し尿、生活雑排水	町

第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水の処理計画

(1) 処理目標

生活排水処理の目標及び達成目標に基づく処理形態別人口の人口は次のとおり示すとおりとする。

■ 生活排水処理目標

区 分	30年度	10年度
生活排水処理率 (%)	88.1	95.9

■ 処理形態別人口の内訳

区 分	30年度	10年度
1. 計画処理区域人口	4,673	3,844
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	4,119	3,686
(1) コミュニティプラント		
(2) 合併処理浄化槽	1,881	1,823
(3) 下水道		
(4) 集落排水施設	2,238	1,863
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽人口)	428	158
4. 非水洗化人口		
(1) 汲み取りし尿	126	0
(2) 自家処理人口		